

京都市告示第487号

京都市水路等管理条例第2条第1号及び第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定及び変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和7年11月11日

京都市長 松井 孝治

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	大原水0698号	京都市左京区大原戸寺町33番地の1地先 京都市左京区大原戸寺町25番地の2地先

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	大原水0140号	旧	京都市左京区大原戸寺町33番地の1地先 京都市左京区大原戸寺町25番地の2地先
		新	京都市左京区大原戸寺町33番地の1地先 京都市左京区大原戸寺町33番地の1地先

(産業観光局農林振興室)